

# 子育て世帯の生活を支援するため 千葉県と芝山町から給付金を支給します！

## <子どもの成長応援臨時給付金> ※県独自分も芝山町から支給します

### 【支給対象者】

#### <県独自分>

基準日時点で千葉県内の市町村にお住まいの小中学生（※）の養育者に対して支給します。 ※平成20年4月2日～平成29年4月1日までに出生した児童

#### <町独自分>

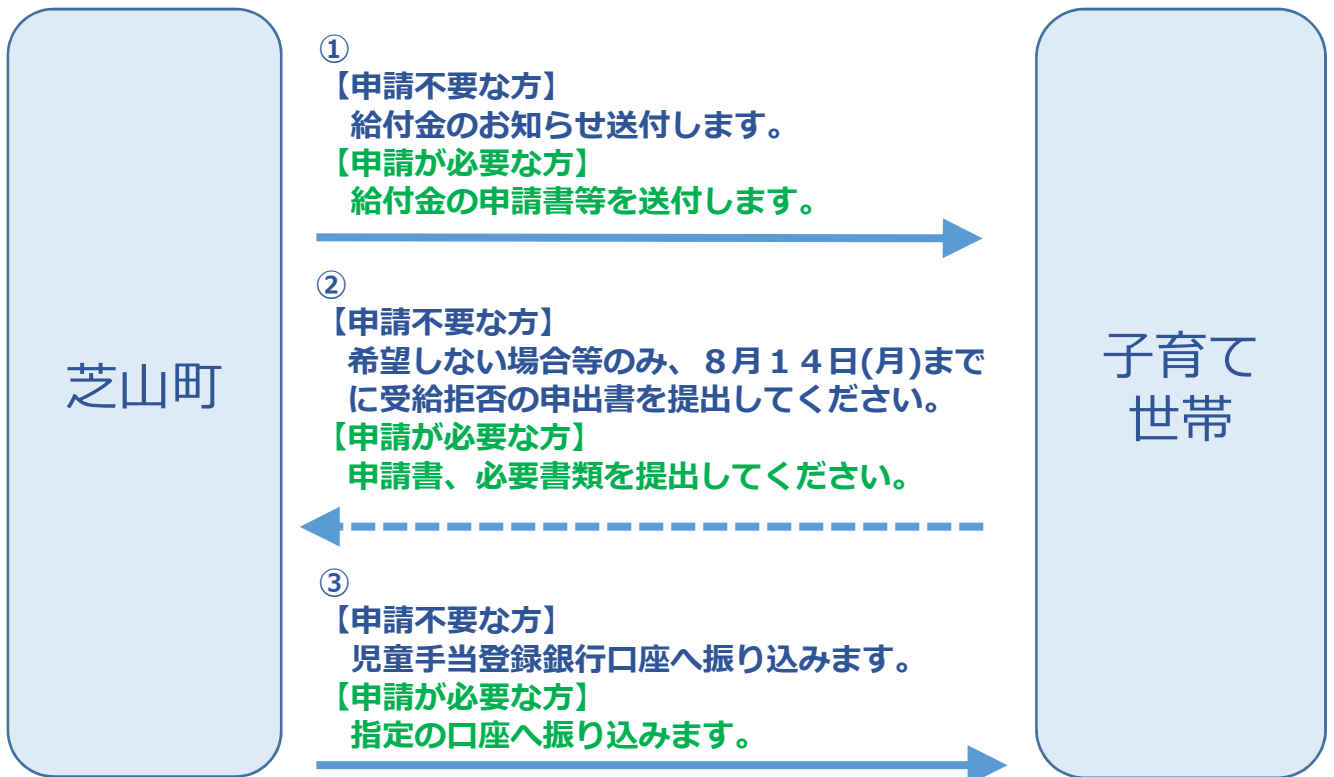
基準日時点で芝山町内にお住いの未就学児及び高校生年齢（※）の養育者に対して支給します。 ※平成17年4月2日～平成20年4月1日までに出生した児童

【基準日】 令和5年4月30日

【支給額】 対象児童1人につき、1万円

【申請不要な方】 芝山町から児童手当を受給している方

【申請が必要な方】 公務員や高校生のみ世帯、別居監護等で芝山町から児童手当を受給していない方



### 【ご注意ください】

※上記につきましては、指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子どもの成長応援臨時給付金が支給されませんので、令和6年2月末までに必ずご対応をお願いします。

# Q & A

## Q. 誰が支給対象者になりますか？

A. 令和5年4月30日時点で芝山町に住民登録がある支給対象児童を養育している主たる生計維持者が支給対象となります。

## Q. いつ頃振り込まれますか？

A. 申請が不要な方には、8月30日（水）に振込予定です。  
申請が必要な方には、申請後に随時振込予定です。

## Q. 町外から引っ越してきた場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 「子どもの成長応援臨時給付金」は、令和5年4月30日時点で、芝山町に児童の住民登録がある場合に支給されますので、令和5年5月1日以降に転入されてきた場合には対象となりません。

小中学生で令和5年5月1日以降に県内市町村から芝山町に転入された方については、転入前の市町村にお問い合わせください。

## Q. 保護者が県外に住んでおりますが、支給対象となりますか？

A. 養育している児童が、芝山町に住民登録があれば支給対象となります。詳細につきましては、お問い合わせください。

## お問い合わせは

芝山町役場 福祉保健課 子育て支援係

電話：0479（77）3914

※制度の詳細については、ホームページをご確認ください

ホームページは  
こちらから



本給付金に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに芝山町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに芝山町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。